８保医感医第６１５号
令和８年１１月２日

都内訪問看護事業所　管理者　殿

東京都保健医療局
感染症対策部長　竹　中　雪　与
（公印省略）

東京都による設定使用期限を経過した個人防護具の配布の実施について

日頃から東京都の感染症対策に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都では、新型インフルエンザ等対策の一環として、感染拡大防止の観点からN95マスク、ガウン、医療用手袋等（以下「個人防護具」という。）の備蓄を行っているところです。

このたび、設定使用期限を経過した当該個人防護具について、備蓄品の有効活用の観点から下記のとおり無償配布を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、本配布の対象は、設定使用期限を経過した個人防護具であることから、**医療行為に使用することを目的としたものではなく、訓練、研修、清掃業務等での活用を前提**としております。これらの条件を御理解いただいた上で、配布を希望される医療機関等におかれましては、御申請くださいますようお願いいたします。

記

１　配布対象機関

（１）令和８年９月１日現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の３に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）であること。

※協定締結医療機関についてはリンク先を御確認ください。
【医療措置協定ホームページ（東京都）】　⇒
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/iryokikan/i_kyotei
保健医療局トップ＞感染症対策＞医療機関の方へ＞医療措置協定について

（２）上記（１）以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）
（３）高齢者施設等
（４）障害者施設等
（５）児童相談所、女性自立支援施設等
（６）都内保健所

２　配布する個人防護具及び申請単位

（１）　Ｎ９５マスク…１箱（１００枚入り）
（２）　プラスチックガウン…１箱（１００着入り）
（３）　インナー手袋（合成ゴム）…１箱（４００双入り）

※サイズ：7.5(L)、7(M)、6.5(S)があり、サイズの指定が可能

（４） アウター手袋（合成ゴム）…１箱（４００双入り）

※サイズ：8(L)、7.5(M)、7(S)があり、サイズの指定が可能

（５） インナー手袋（天然ゴム）…１箱（４００双入り）

※サイズ：7.5(L)、7(M)、6.5(S)があり、サイズの指定が可能

（６） アウター手袋（天然ゴム）…１箱（４００双入り）

※サイズ：8(L)、7.5(M)、7(S)があり、サイズの指定が可能

※各物資の詳細は別紙１を参照してください。

※申請・配送は箱単位になります。

※配送料は東京都が負担します。

※各物資は使用設定期限を経過したもの（使用期限：令和８年３月末）になります。

３　配送予定期間

令和９年２月から令和９年３月末まで（予定）

※　配送委託業者との契約状況等によっては配送時期が遅くなる可能性あります。

※　都が配送を委託する業者から直接、各機関に配送されます。

※　申請フォームに御入力いただいた住所へ配送します。お間違いのないよう、御確認の上、御入力ください。

４　申請方法

下記 URL もしくは二次元コードから申請フォームにアクセスし、申請してください。

フォーム URL：https://logoform.jp/form/tmgform/1869331

５　申請期限

令和８年１１月１３日（金曜日）午後11時59分（厳守）

※申請期限を超えた場合、御要望に沿うことができません。御留意願います。

※申請期限後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

６　配布決定について

申請機関への配布物資の数量等が確定しましたら、別途決定通知を送付いたします。

７　配送数量等

各機関で希望する箱数を「４　申請方法」のフォームにより申請してください。

８　**注意事項（必ずお読みください。）**

（１） **希望数量の合計が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、抽選又は配布数量調整等を行います。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますので御留意ください。**

（２） **申請期限後のキャンセル・数量変更、返品は一切お受けできません。また、「３　配送予定期間」の発送になることを考慮いただき、一度に確実に受け取ることができる数量での申請をお願いします。**

（３） 申請の際は、別紙２「設定使用期限経過品　使用前チェックリスト」、及び以下の点について確認・同意してから必ず申請をお願いします。

ア　使用用途

・配布された個人防護具については、希望した機関が自ら使用すること。

・医療用途、患者等への直接使用、診療・処置その他の感染防護を目的とする業務、血液・体液等を取り扱う業務及び感染リスクのある清掃等には使用しないこと。

・訓練・研修、装着手順の確認又は非医療・低リスク用途に限って使用すること。

イ　使用前の確認

使用前に、別添「設定使用期限経過品　使用前チェックリスト」により外装、破れ、亀裂、変色、べたつき、粉化、硬化等の状態を確認し、全ての項目が「適合」の場合に限り使用すること。

ウ　転売禁止

配布された個人防護具を、転売することは禁止する。

エ　保管・管理

「都設定使用期限経過品・非医療用途限定」と明示し、医療用在庫と区分して保管するとともに、受領した品目・数量、使用先及び使用目的を適切に管理すること。

オ　廃棄

使用用途がなくなった個人防護具については各機関で適切に廃棄処分を行うこと。

カ　かし担保責任

配布された個人防護具については、都がその品質、性能その他について保証するものではないこと。

（４）　各個人防護具のメーカーについては、指定できません。備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷となります。

９　お問合せ先

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備課　物資管理担当

東京都新宿区西新宿２－８－１　都庁第一本庁舎３０階

電話番号：03-5320-4183（直通）

※平日午前９時から午後５時までにお問合せください。